（事業計画の変更手続き）

|  |  |
| --- | --- |
| ①認定された内容の変更申請 | ②認定された内容の変更の届出 |
| ○　保全管理する対象農用地面積の変更  ○　保全管理する対象施設の変更  ○　交付金単価の変更  ・５年経過による資源向上（共同）基本単  価→75%単価への変更  ・新たに多面的機能の増進活動に取り組む  ことによる5/6→6/6単価への変更等  ○　対象組織の変更（合併・分割など）  ○　活動の追加、中止又は廃止  ○　活動期間の延長　※　現計画の活動期間  がH24～28、H26～28（農地・水の未移行地  区）の組織で継続する場合は、H29～33（5  カ年）の活動期間として認定 | ○　左記以外の変更  （例）  　・役員の交代、構成員の変更が生じた場合  　・遊休農地を一部解消した場合　等 |
| 【申請時期】  上記のいずれかの変更が生じたとき  【提出書類等】  変更後の事業計画一式（事業計画、活動計画書、（別紙）区域図面、規約、（別紙）参加同意書） | 【届出時期】  変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日  【提出書類等】  変更後の事業計画一式（事業計画、活動計画書、（別紙）区域図面、規約、（別紙）参加同意書） |